

## 公益社団法人全国柔道整復学校協会、 一般社団法人日本柔道整復接骨医学会共催 シンポジウム

### ◆柔道整復師養成教育の到達目標と国家試験出題基準

座長

東京有明医療大学 副学長・学部長 成瀬 秀夫

シンポジスト

福岡医療専門学校 講師 塩川光一郎

元出題基準検討委員会 委員 細野 昇

中和医療専門学校 理事長 楠本 高紀

フリーランス 基礎医学講師 林 孝宗

公益社団法人日本柔道整復師会 会長 長尾 淳彦

### ◆シンポジウムの主旨

柔道整復師国家試験は、「柔道整復師として必要な知識及び技能」を評価するものである。柔道整復師国家試験出題基準 2022 年では、「国家試験は、国民に安全な医療を提供するものとしての質を保つため、また年々変化する医療環境や社会情勢に対応するため、継続した見直しを行っていくことが求められている。」と冒頭で述べたうえで、いくつかの課題を掲げている。その一つとして、「事後評価委員会の設置」について、「第三者的立場から試験問題が適性であったか評価を行うため、2022 年 3 月実施の国家試験から導入することを目指し、準備等を進めることとする。」と述べ、「国民の負託に応じ得る資質の高い柔道整復師を今後とも確保できるよう、今回の試験制度の改善が実効を伴ったものとなるため関係各位の一層の努力と協力を期待する。」と締めている。国家試験の出題内容は、教育内容に大きな影響を与えていることに疑いの余地はない。今回、全国柔道整復学校協会と日本柔道整復接骨医学会が「柔道整復師養成教育の到達目標と国家試験出題基準」をテーマとして、養成施設修了時の能力とその評価としての国家試験について各団体の有識者であるシンポジストの見解をふまえ、養成する柔道整復師像と国家試験出題基準について、参加者と共に議論を深めたい。

## ◆最古の総合大学「ボローニア大」に学ぶ柔道整復学の構築と教育

福岡医療専門学校 塩川光一郎

【key words】ボローニア大、全ての学びの母、地道な努力、細胞の気持も分かる柔道整復師

## 【Abstract】

筆者は細胞生物学の研究者だったが、帝京大時代に沖永佳史学長の命で、総合大学としては日本初の4年制柔道整復学科と大学院柔道整復学専攻を立ち上げた。福岡に戻ってからは帝京大客員教授を務める一方で、地元の福岡医療専門学校の藤瀬武校長の指示で既に10年、柔道整復学科を中心として医療技術系の学生諸君に「生理学」を講じている。筆者は、平成26年からは3年に亘り「国家試験改善検討準備委員会」委員を務め(詳細は財団出版の「国試出題基準2020年」版のx頁)、2023年の今年も試験問題漏洩事案もあったなかで「柔道整復師国家試験委員選考委員会」委員を務め、新たな国家試験委員を「公募という新たな方法」を踏まえて選定した(詳細は財団のホームページの6月26日付け「お知らせ」欄)。状況の更なる改善策としては、(1)試験問題適正度検討委員会の設置、(2)教科書の多様化・自由化を計って「学びの画一化」を緩めて、教育に幅と発展性を持たせる、(3)生徒が「国家試験“予想”問題」解答の暗記に『硬直化』して弾力的思考の萎縮を起こさないように工夫する、等がありそうだ。しかし、「特効薬」は無い。頼りは「地道な努力の積み上げ」のみだ。筆者は1997年夏、イタリア・サルディーニャ島のアフリカツメガエル分子生物学の国際会議に参加した後、900年の歴史を誇る世界最古の総合大学であるボローニア大を訪問し、生化学の教授で博物館長だったバーニー博士の研究室でセミナーを行った。博物館内にあるボローニア大の「歴史の部屋」を訪ねると、奥まった部屋の壁に畳4枚ほどの美しい布が掛けてあり、それに「アウマ・マテル・ストゥディオールム(全ての学びの母：ラテン語)」の金文字の刺繍があった。われわれは全ての「学び」の『母』になろう、というボローニア大の意思である。ダンテやコペルニクスが学生だった頃のものだ。筆者は、日本古来の伝統医術である柔道整復術も、このボローニア大のいう「学び」の途中にあると思う。筆者は第17回(2009年)の本大会シンポジウムで「細胞の気持ちも分かる柔道整復師」の育成を訴えた。今回は「柔道整復教育の発展」を訴えながら、患者の中で苦しむ「細胞」の「気持(細胞に気持が有るわけは無いのだが)」も考えながら施術に及ぶ「柔道整復師」の増加を願うものである。

## ◆国家試験と患者安全の確保

元 出題基準検討委員会 委員 細野 昇

【key words】患者安全、血管・神経損傷、施術前の確認、固定後の確認

## 【Abstract】

近年、国民の医療への希求は安心・安全および質が重視されている。国民医療の一端である柔道整復の対応は、施術を求められた運動器疾患が真に柔道整復術の適応であるかの慎重な判断と、施術から副次的に発生する患者に対する不利益の徹底的な排除である。平成 28 年 10 月の厚生労働省柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書で、柔道整復師が業務を行うに当たり施術の適応を判断する能力を養うため、専門基礎分野に「柔道整復術の適応」、専門分野に「柔道整復術適応の臨床的判定(医用画像の理解を含む)」を追加すると記されている。また、令和 2 年 3 月の公益財団法人柔道整復研修試験財団柔道整復師国家試験改善検討委員会報告書では冒頭「柔道整復師国家試験は柔道整復師として必要な知識及び技能について評価するものであり、国民に安全な医療を提供するものとしての質を保つため継続した見直しを行ってゆくことが求められている。」と述べている。これを受けて 2022 年版の柔道整復師国家試験出題基準必修問題の認定実技審査を反映した部分で診察・整復に関する項目に対し血管・神経損傷、その他の合併症の確認、固定の項目に対し固定後の確認の項目を設定している。さらに一般問題では柔道整復理論の出題基準総論部に「施術前の確認」および「患者安全と施術」の項目を設け柔道整復師の患者安全への資質の有無を測定することを求めている。

筆者は今後の柔道整復師に必要な資質として患者安全に配慮できることが重要であると認識している。そのうえで国家試験の問題にはどのような柔道整復師が理想なのか、また、理想とする柔道整復師はどのような知識・技術を持ち合わせているべきかという明確な目標を持って作成される必要があると考えている。これらの観点から、第 31 回柔道整復師国家試験の必修問題および一般問題の該当部分を調べてみると、患者安全に関する出題は皆無であり今後の配慮を望むものである。

## ◆国民から求められる柔道整復師をおもって —— 学校関係者の立場より ——

中和医療専門学校 理事長 楠本 高紀

【key words】患者安全、到達目標、国家試験出題基準、モデル・コア・カリキュラム

## 【Abstract】

柔道整復師法第 10 条には「試験は、柔道整復師として必要な知識及び技能について、厚生労働大臣が行う」とある。つまり国家試験は「患者安全」のためにある。そのため柔道整復師に必要なものとして適切な範囲と適切なレベルが国家試験に求められる。柔道整復師国家試験出題基準は、「患者安全」のため、また年々変化する医療環境や社会情勢に対応するため、継続した見直しが求められており、平成 28 年 10 月に「柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会」報告書の提言を受け、第一次改訂、第二次改訂に対応した出題基準が出版された。2022 年版柔道整復師国家試験出題基準には課題等が揚げられており、これを含めて国家試験の必修問題の出題内容、国家試験問題での柔道整復領域の割合など学校関係者の立場から私見を述べたい。また今回のシンポジウムのテーマにある柔道整復師養成教育の到達目標をテーマにするには、モデル・コア・カリキュラムが策定されていることが前提と史料されるが、柔道整復師養成教育には、体系的に到達目標が策定されたものを目にしたことがない。モデル・コア・カリキュラムは「学生が卒業時まで身に付けておくべき必須の実践的能力(知識・技術・態度)に関する到達目標を明確化した教育の指針」となるものであるから、柔道整復師のあり方が問われている現在において「患者安全」のために、また「国民から求められる」柔道整復師の質保証のためにも重要なものであるため策定を望む。そしてモデル・コア・カリキュラム策定後はその内容と国家試験出題基準との整合性を図っていくことが重要であると考えられる。

## ◆柔道整復師国家試験の公正性を担保するには —— 国家試験漏洩事件を踏まえて ——

フリーランス 基礎医学講師 林 孝宗

【key words】国家試験、問題漏洩、公正性、プール制、問題公募

## 【Abstract】

日本の国家試験は問題漏洩が絶えず取り沙汰されてきたと言っても過言ではない。医師・歯科医師国家試験などの医療系はもとより司法試験までも漏洩事件が過去に起きている。昨年には柔道整復師国家試験の漏洩事件が発覚したことは周知の事実である。

問題漏洩があったとされる学校には組織的な関与は認められないとのことで、研修試験財団の二人の元理事らの単独犯行とされ事件は決着した。現在では話題にする人も減り、これといった国家試験出題の改革も行われていないように思える。しかしこの事件を風化させてしまったら、数年後にまた同様の事件が起こることは想像に難くない。事件の根本は何かということも考えていきたい。

問題漏洩を完全に防ぐには、国家試験出題委員の守秘義務といった倫理観だけでは到底成し得ない。日本以外の国家試験では、受験学生と全く接点のない外部の者に問題作成を委託するという例もあるが、問題の質・適正を考えるとかなり難しい。そこで医師国家試験などで採用されている新しい制度などを参考として、柔道整復師国家試験の公正性を担保できるように国家試験の改革の足がかりとなるべく方法をこのシンポジウム会場で模索したい。

例えば問題のプール制がある。問題数を少なくとも数万題をストックして、その何割かの古い内容は毎年削除してその分新しい問題を補充していく方法である。そのためには膨大な数の出題候補を集めなければならないので、試験問題公募を各学校に依頼することが必要不可欠である。また問題の最終選択にも必要最小限の人員で行う必要があり、AIの活用も視野に入れても良いのではないだろうか。

その他多くの改革案もシンポジウム会場で議論していけたらと思う。

## ◆求められる柔道整復師像 —— 過去・現在・未来 ——

公益社団法人日本柔道整復師会 会長 長尾 淳彦

## 【Abstract】

「求められる柔道整復師像」として現在に至るまで、私たちは「知識」「能力(スキル)」重視で養成時(学生)、研修時(勤務)、開業(独立)を過ごしてきました。

前述した「知識」は、解剖学や生理学などを主とした医学的知識、「能力(スキル)」は、整復固定術、運動器の疼痛緩和や機能回復などに関する技術でした。しかし、「求められる柔道整復師像」とは、その時代に合った社会に必要とされる「柔道整復師」でなくてはなりません。そのためにはコミュニケーションスキル、倫理とプロフェッショナリズム、管理と統合能力、自己啓発なども継続的に時代に即した変化を求められます。近未来に即した柔道整復師の在り方を述べたいと思います。